



報道関係各位

平成 29 年 11 月 24 日
フォーデイズ株式会社

消費者庁による行政処分に関するお知らせ

本日、フォーデイズ株式会社（本社：東京都中央区日本橋茅場町、代表取締役社長：和田佳子）は、消費者庁より連鎖販売取引に関する行政処分（業務の一部停止命令及び指示）を受けました。

弊社は、この処分を極めて重大なことと受け止めております。これまでもコンプライアンスの徹底を図っておりましたが、今回の処分を真摯に受け止め、さらに会社一丸となって徹底し、コンプライアンス体制の一層の強化と再発防止に努める所存です。関係者の皆さまにご迷惑、ご心配をお掛けしたことを心よりお詫び申し上げます。

記

1. 処分の内容

- (1) 特定商取引法第 39 条第 1 項の規定に基づく連鎖販売取引に関する業務の一部（新規勧誘、申込受付及び契約締結）の停止

停止命令の期間：平成 29 年 11 月 25 日から平成 30 年 5 月 23 日まで（6 か月間）

- (2) 特定商取引法第 38 条第 1 項の規定に基づく指示

- ア 「ナチュラル DN コラーゲン」の購入者に対し、病気の治療若しくは予防又は症状の改善ができるような効能はない旨を通知し、結果を報告すること
イ 今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、結果を報告すること
ウ 違反行為の再発防止策及びコンプライアンス体制について、報告すること

2. 弊社のコンプライアンス体制の強化と再発防止について

弊社は消費者保護の観点から、そしてこれまでの勧誘の実態を把握するため、過去 1 年間（2016 年 8 月度～2017 年 7 月度）の新規登録者（54,315 名）を対象に、事由の如何を問わず退会に応じることを通知し、不適切な勧誘があったか否かの書面聴取を行い

ました。そのうち、氏名等不明示・不実告知を含む不適切勧誘を理由とする退会者が、全体の1.03%（558名）存在しました。弊社としましては、不適切な勧誘活動を撲滅するために、そのような活動を行った会員への指導を徹底するとともに、これまで実施してきた対策も含め下記の対応を行ってまいります。

- ①2017年8月に不適切な勧誘活動の事実関係の調査・審議・助言をいただくことを目的として「第三者委員会」を設置。これまで11回の委員会が開催され、代表取締役社長のほか役員、社員のヒアリングが行われました。第三者委員会には引き続き調査・報告をいただき、それを基にコンプライアンスの取り組み強化を進めてまいります。
- ②7月15日に代表取締役社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置。また現場でのコンプライアンスの徹底を目的に、全国8地区に会員主体の「地域別コンプライアンス委員会」を9月8日より設置しております。弊社のコンプライアンス委員会と、会員によるコンプライアンス委員会は密接な連携を保ち、末端会員までコンプライアンス意識が浸透するよう、対策を進めております。
- ③弊社の主力商品である「ナチュラル DN コラーゲン」の購入者に対し、当該商品が食品であり、病気に対する効能がないことを明示した説明文を、12月上旬～中旬にかけて送付いたします。
- ④継続的な監督体制を維持するために、外部の第三者からなる「コンプライアンス監視委員会」（仮称）を新たに設置し、切れ目のない対策を講じる方針です。

上記以外にも全国で会員向けのコンプライアンスセミナーの実施や、弊社で発行している会員誌による情報発信など様々な啓蒙活動を行っており、今後も一層のコンプライアンス強化を徹底してまいります。

以上